

鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する  
商業大臣規程 2018 年第 110 号の改定に関する  
インドネシア共和国商業大臣規程 2020 年第 03 号

全能の神の御加護の下に

インドネシア共和国商業大臣は、

- a. 鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入政策がより効果的に実施され、投資がより簡易にできるよう補佐する為に鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 110 号を改定する必要がある。
- b. a 項に規定する事を検討して、鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程 2018 年第 110 号の改定に関するインドネシア共和国商業大臣規程 2020 年第 03 号を定める必要がある事を

考慮し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法 17 条(3) 項
2. Agreement Establishing The World Trade Organization (世界貿易機構設立条約) 批准に関する 1994 年第 7 号法(インドネシア共和国官報 1994 年 57 号、インドネシア共和国官報付記 3564 号)
3. 関税に関する 1995 年第 10 号法 (インドネシア共和国官報 1995 年 75 号、インドネシア共和国官報付記 3612 号とその改定で関税に関する 1995 年第 10 号法の改定に関する 2006 年第 17 号法 (インドネシア共和国官報 2006 年 93 号、インドネシア共和国官報付記 4661 号)
4. 独占行為と不健全事業競争の禁止に関する 1999 年第 5 号法 (インドネシア共和国官報 1999 年 33 号、インドネシア共和国官報付記 3817 号)
5. 省庁に関する 2008 年第 39 号法 (インドネシア共和国 2008 年 166 号、インドネシア共和国官報付記 4916 号)
6. 工業に関する 2014 年第 3 号法(インドネシア共和国官報 2014 年 4 号、インドネシア共和国官報付記 5492 号)
7. 商業に関する 2014 年第 7 号法 (インドネシア共和国官報 2014 年 45 号、インドネシア共和国官報付記 5512 号)
8. 標準化及び適合評価に関する 2014 年第 20 号法 (インドネシア共和国官報 2014 年 216 号、インドネシア共和国官報付記 5584 号)
9. 自由貿易地域及び自由港として定められた場所へ、そのような場所から、又そのような場所に存在する物品の通関、税務、関税の実施及び搬入と搬出の実施手順に関する政令 2012 年第 10 号 (インドネシア共和国官報 2012 年 17 号、インドネシア共和国官報付記 5277 号)
10. 電子統合事業許認可サービスに関する政令 2018 年第 24 号 (インドネシア共和国官報

2018年90号、インドネシア共和国官報付記6215号)

11. 商業省に関する大統領規則2015年第48号(インドネシア共和国官報2015年90号)
12. 省庁の組織に関する大統領規則2019年第68号(インドネシア共和国官報2019年203号)
13. 商業の分野における技術検証の一般規定又は技術的な追跡解明に関する商業大臣規則第46/M-DAG/PER/8/2014(インドネシア共和国官報2014年1104号)とその改定で、商業の分野における技術検証の一般規定又は技術的な追跡解明に関する商業大臣規則第46/M-DAG/PER/8/2014の改定に関する商業大臣規則2018年第116号(インドネシア共和国官報2018年1659号)
14. 輸入の分野における一般規定に関する商業大臣規則第48/M-DAG/PER/7/2015(インドネシア共和国官報2015年1006号)
15. 商業省の組織と作業手順に関する商業大臣規則第08/M-DAG/PER/2/2016(インドネシア共和国官報2016年202号)
16. 関税領域外に由来する物品を保税物流センターへ搬入或いは保税物流センターから搬出する規定に関する商業大臣規則第64/M-DAG/PER/9/2016(インドネシア共和国官報2016年1415号)
17. 輸入業者登録番号に関する商業大臣規則2018年第75号(インドネシア共和国官報2018年936号)
18. 商業分野での電子統合許認可サービスに関する商業大臣規則2018年第77号(インドネシア共和国官報2018年938号)
19. 鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号(インドネシア共和国官報2018年1702号)

を鑑み、

以下を決定する。

鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程2018年第110号の改定に関するインドネシア共和国商業大臣規程を定める。

#### 第1条

鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規程2018年第110号(インドネシア共和国官報2018年1702号)中のいくつかの規定を次のように改定する。

1. 2条の規定を次のように変更する。

#### 第2条

鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制は、本大臣規則から切り離す事の出来ない部分である添付Iに記載されている、Aグループ、Bグループ、Cグループから構成される鉄鋼、合金鋼及びその派生品の種類に基づいて行われる。

2.4条の規定を削除する。

3.5条の(1)項、(2)項、(3)項、(4)項を変更し、5条の(1)項と(2)項の間に(1a)項と(1b)項を挿入し、5条(3)項と(4)項の間に(3a)項を挿入し、新たに(5)項を追加し、5条は、次のようになる。

#### 第5条

(1) 第3条(1)項に規定する輸入承認書を取得する為に、製造業者として輸入品を独自に使用する輸入業者（API-P）で、事業者としての登録番号/NIBを持つ会社は、工業の分野での行政を実施する省庁による検討をしてもらう為に、SIINAS システムと統合されている INATRADE のシステムを通じて、以下の書類の原本のスキャンコピーを添付して、総局長宛てに電子的に申請を提出しなければならない。

- a. API-P としての認められている NIB
- b. 本大臣規則から切り離す事の出来ない部分である添付 II に記載されている表明書で輸入する鉄鋼、合金鋼、及びそれらの派生品は、API-P として認められている NIB の所有者である会社の生産需要に応じた物である事を表明した、十分な金額の印紙が貼られている書類

(1a) 3条(1)項に規定する輸入承認書を入手する為に、API-U(自己使用の為ではなく商業目的で輸入する輸入業者)として認められている NIB を所有する会社は、商業大臣或いは指名を受けた官吏より入手した技術判断書番号を記載して、以下の書類原本のスキャンコピーを添付して、総局長宛てに電子的に申請を提出しなければならない。

- a. API-U として認められている N I B
- b. 合金鋼輸入の際には材料証明書 (mill test certificate)
- c. 鉄鋼並びに/或いは合金鋼の輸入の際には、販売契約或いは発注証明書

(1 b) (1a)項に規定する技術判断書が行政事務上完備しているか調べる為に、総局長は、INSW のサイトから電子的に入手する技術判断書データを使用できる

(2) (1) 項或いは (1a) 項に規定する申請の提出は、アクセス権取得後のみに実施できる。

(3) (1)項に規定する検討と申請に基づき、総局長は、実際の押印や署名を必要とせず、電子的な署名(デジタル署名)がされ、QR コードが付けられた輸入承認書を、(1)項に意味する申請が受理されてから3営業日以内に発行する。

(3a) (1a)項に規定する申請に基づき、総局長は、実際の押印や署名を必要とせず、電子的な署名(デジタル署名)がされ、QR コードが付けられた輸入承認書を、(1)項に意味する申請が不備なく正しく受理されてから3営業日以内に発行する。

(4) (1) 項に規定する検討事項が、INATRADE システムによって受理されないか、(1) 項に意味する申請に不備があるか正しくない場合には、申請の受理日から3営業日以内に電子的に却下する。

(5) (1a) 項に規定する申請に不備があるか正しくない場合には、申請の受理日から3営業

日以内に電子的に却下する。

4. 6条の規定を次の様に変更する。

#### 第6条

- (1) 5条(3)項に規定する輸入承認書は、発行日から1年間有効である。
- (2) 5条(3a)項に規定する輸入承認書は、発行日から6ヶ月間有効である。

5. 7条(2)項の規定を、次のように変更する。

#### 第7条

- (1) 6条に規定する輸入承認書の有効期間は、最長30日延長できる。
- (2) (1)項に規定する輸入承認書の有効期間を延長する為に、会社は輸入承認書番号を記載し、船荷証券(B/L)のスキャンコピーを添付して、輸入承認書の有効期間終了の14日前までに、総局長宛てに電子申請書を提出しなければならない。
- (3) (2)項に規定する申請の提出は、アクセス権を取得後に限り実施可能。
- (4) (2)項に規定する申請に対して、総局長は実際の押印や署名を必要とせず、電子的な署名(デジタル署名)がされ、QRコードが付けられた輸入承認書を、(1)項に規定する申請が不備なく正しく受理されてから3営業日以内に発行する。
- (5) (2)項に規定する申請に不備がある場合、申請の受理日から3営業日以内に電子的に却下する。

6. 8条(2)項、(3)項、(4)項、(5)項の規定を変更し、8条(2)項と(3)項の間に(2a)と(2b)の2つの項を挿入し、(3)項と(4)項の間に(3a)項を挿入し、(6)項を追加し、8条を次のようにする。

#### 第8条

- (1) 関税率項目/HS、種類、数量、原産国及び積荷港並びに/或いは輸入仕向港に変更がある場合には、鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入業者は、輸入承認書の変更申請を提出できる。
- (2) (1)項に規定する輸入承認書の変更を入手する為には、API-Pを所有する鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入業者は、工業の分野での行政を実施する省庁による検討をしてもらう為に、SIINASシステムと統合されているINATRADEのシステムを通じて、十分な金額の印紙が貼られており、輸入する鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品は生産需要に一致した物であることを表明する、本大臣規定と切り離す事の出来ない部分である添付IIにあるような表明書の原本のスキャンコピーを添付して、総局長宛てに電子的に申請を提出しなければならない。
- (2a) (1)項に規定する輸入承認書の変更を入手する為には、API-Uの所有者である、鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入業者は、商業大臣或いは指名を受けた官吏より入手した技術

判断書番号を記載して、以下の書類原本のスキャンコピーを添付して、総局長宛てに電子的に申請を提出しなければならない。

- a. 合金鋼輸入の際には材料証明書 (mill test certificate)
  - b. 鉄鋼並びに/或いは合金鋼の輸入の際には、販売契約或いは発注証明書
- (2) b) (2a)項に規定する技術判断書が行政事務上完備しているか調べる為に、総局長は、INSW のサイトから電子的に入手する技術判断書データを使用できる
- (3) (2) 項或いは (2a) 項に規定する申請の提出は、アクセス権取得後に限り実施可能。
- (3a) (2) 項に規定する検討と申請に基づき、総局長は、実際の押印や署名を必要とせず、電子的な署名(デジタル署名)がされ、QR コードが付けられた輸入承認書を、(2)項に規定する申請が受理されてから 3 営業日以内に発行する。
- (4) (2a)項に規定する申請に基づき、総局長は、実際の押印や署名を必要とせず、電子的な署名(デジタル署名)がされ、QR コードが付けられた輸入承認書を、申請が不備なく正しく受理されてから 3 営業日以内に発行する。
- (5) (2) 項に規定する検討事項が、INATRADE システムによって受理されないか、(2) 項に規定する申請に不備がある場合、申請の受理日から 3 営業日以内に電子的に却下する。
- (6) (2a) 項に規定する申請に不備がある場合、申請の受理日から 3 営業日以内に電子的に却下する。

7. 11 条(2)項の規定を変更し、11 条は次のようになる。

#### 第 11 条

- (1) API-P として有効な NIB 保有会社は、輸入した鉄鋼、合金鋼及びその派生品を他者に売買及び/或いは譲渡する事が禁じられる。
- (2) API-U として有効な NIB 保有会社は、5 条 (1 a) 項 c 並びに/或いは 8 条(2a)項 b に規定する販売契約並びに発注証明書に従って輸入した鉄鋼、合金鋼を他社に売買及び/或いは譲渡する事が可能。

8. 12 条(1)項の規定を変更し、12 条は次のようになる。

#### 第 12 条

- (1) 鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入実施に際しては、毎回積込港で、事前に技術検証又は追跡を行わなければならない。
- (2) (1) 項に規定する技術検証又は追跡は、大臣が定めるサーベイヤーが実施する。

9. 14 条(1)項を変更し、14 条は以下のようになる。

#### 第 14 条

- (1) 12 条(1)項に規定する技術検証又は追跡は、鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入に対して行われ、次を含む。

- a. 輸入商品書のデータ又は説明
- b. API-U として有効な NIB 保有会社が輸入する鉄鋼、合金鋼が材料証明書 mill certific と一致しているか
- c. 条件付けられている場合には、強制として義務付けられているインドネシア国家規格 (義務的 SNI),
  - (2) (1) 項に規定する技術検証又は追跡の結果は、輸入分野の通関補完書類として利用する為に、サーベイヤー報告書の形態で記載される
  - (3) (2) 項に規定するサーベイヤー報告書には、技術検証又は追跡の結果が正しい事の表明が記載されていなければならない、それについてサーベイヤーが全責任を負う事になる。
  - (4) (1) 項に規定する技術検証又は追跡の実施について、サーベイヤーは、輸入業者から役務に対する報酬を徴収し、その金額は便益の理念に留意して定められる。

10. 15 条(1) 項を変更し、15 条は次のようになる。

#### 第 15 条

- (1) 輸入承認書を入手している会社は、輸入の実績があるかどうかにかかわらず、その種類が輸入実績を電子的に記録する規定の対象となっているか及び/或いは港が I N S W にすでに接続している場合には、鉄鋼、合金鋼及びその派生品輸入の実施報告を種類毎に提出する義務を負う。
- (2) (1) 項に規定する報告は、毎月遅くとも翌月の 15 日までに、<http://inatrade.kemendag.go.id> を通じて提出する。
- (3) 不可抗力により電子システムが機能しない場合、(1) 項に規定する報告は手動で行う。

11. 20 条の規定を変更し次のようにする。

#### 第 20 条

17 条に規定する輸入承認書の凍結及び 19 条に規定する輸入承認書の取り消しは、総局長が定める。

12. 21 条と 22 条の間に 1(壹) 条挿入し、次のような 21 条 A とする。

#### 第 21 条 A

本大臣規則の順守を推進する為に、総局長は、19 条に規定する輸入承認書取消の懲罰を受けた会社の情報を法律規則に従って懲罰を科すことができるよう税関総局長に通知することができる。

13. 23 条(1) 項と(2) 項の間に、1 項を挿入し(1a) 項とし、従って 23 条は次のようになる。

#### 第 23 条

- (1) 本大臣規程中の規定に則らず鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入を行った会社は、法律

規則に従って懲罰を科せられる。

- (1a) 輸入された鉄鋼、合金鋼、及びその派生品が、輸入承認書に記載されている数量を超える場合には、輸入は輸入許可書に記載されている数量とする。
- (2) 本大臣規程に則らず輸入された鉄鋼、合金鋼、及びその派生品は、輸入業者の費用負担で再輸出する義務を負う。

14. 26条(1)項と(2)項を変更し、26条は次のようになる。

#### 第26条

- (1) 本大臣規則に定める鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品の輸入に関する規定は、次の様な鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品の輸入には適用されない。
  - a. 一時輸入品
  - b. プロモーション品
  - c. 研究・科学技術振興に必要な物品
  - d. 航空機を利用し、郵便サービス実施者を通じて輸入されるFOB価額が1,500米ドルまでの発送品
  - e. 無償支援、贈物或いは公共礼拝、慈善、社会、文化目的での供与品或いは自然災害対策用の物品
  - f. 修繕及び試験用に輸出され、再輸入された物品で、輸出申告書(PEB)に基づく輸出時の数量までのもの
  - g. 外国のバイヤーから却下された輸出品で再輸入されたもので、最大輸出申告書(PEB)に基づき輸出時の数量までのもの
  - h. 売買用ではないサンプル品
  - i. 政府機関/その他の官庁がその必要品を独自に輸入する物品
  - j. インドネシアにある外国の在外公館及びその駐在員の為の物品
  - k. インドネシアにある国際機関とその駐在員の為の物品
  - l. 引っ越し荷物
  - m. 輸送機関の乗客と乗務員の携行品
  - n. 投資をする上での産業開発と進行の為の物品および資材
  - o. 財務省から輸出目的の輸入品に対する関税等の便宜措置(KITE)を得ている会社が輸出目的で加工、組み立て或いは他の物品への取り付けを行う物品及び資材
  - p. API-Pとしての会社登録番号NIBを持つ会社が輸入する物品で、一回の送付と後の最大合計数量を1トンまでとし、該当年度1年間に最大5回までの送付とする。
- (2) 本大臣規程で定める鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入に関する規定は、次の合金鋼の輸入には適用されない。
  - a. 政府機関/他の官庁が独自に使用する為に、独自に輸入する物品
  - b. 兼用用及び技術開発用の物品

- c. 売買用でないサンプル品
  - d. 自然災害の為に必要な物品
  - e. 外国のバイヤーが受取を拒否した輸出品で、輸出時と同じ種類で最大同じ数量の物を再輸入する物
  - f. API-P として登録されている会社登録番号を持つ会社が輸入する物品で、1（巻）回の送付ごとの合計数量が1トン未満で、当該年度1年間に最大5回送付される物
- (3) (1) 項 b, c, e, h, n 及び (2) 項 b, c, d に規定する鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品の輸入の実施に際しては、その都度総局長からの説明書を入手しなければならない。

15. 34条と35条の間に1条を挿入し、34A上は次のようになる。

#### 第34A条

- (1) 鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号（インドネシア共和国官報2018年1702号）に基づいて発行されている輸入承認書は、その有効期間が終了するまで有効である。
- (2) 鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号（インドネシア共和国官報2018年1702号）に基づいて発行されているサーベイヤー報告書は、輸入業者の義務をその輸入業者が終了するまで有効である。
- (3) API-P としての会社登録番号を持つ会社が鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号（インドネシア共和国官報2018年1702号）に基づいて発行された輸入承認書で、保税物流センターPLBに搬入する事で鉄鋼、合金鋼及びその派生品を輸入する場合で、積込港からすでに船上にあり、インドネシアの関税地域内の仕向け港にまだ到着していない場合には、本大臣規則の発効日から90日迄の期間内は、技術検証又は追跡は依然として保税物流センターで行う。
- (4) API-P としての会社登録番号を持つ会社が鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号（インドネシア共和国官報2018年1702号）に基づいて発行された輸入承認書で、保税物流センターPLBに搬入する事で鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品を輸入する場合で、積込港からまだ船上に積み込まれていない場合には、本大臣規則の発効日から、技術検証又は追跡は積込港で実施しなければならない。
- (5) (1) 項と (2) 項に規定する鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品の輸入は、マニフェスト (B.C 1.1) の形態の通関書類で証明する。

16. 鉄鋼、合金鋼、及びその派生品の輸入に関する商業大臣規則2018年第110号（インドネシア共和国官報2018年1702号）の添付を変更し、本大臣規則と切り離す事の出来ない部分である添付Iと添付IIに記載されているようにする。

#### 第II条

## ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

本大臣規則は法制化された日より発効開始とする。

各々が知る為に、本大臣規則をインドネシア共和国官報に掲載する事を命じる。

ジャカルタにて

2020年1月27日に定める

インドネシア共和国商業大臣

署名

アグス・スパルマント

2020年1月31日に法制化された。

インドネシア共和国法務人権省

法務総局長

署名

ウイドド・エカチャヤナ

インドネシア共和国官報 2020年 80号

副本は原本と相違ない。

商業省官房総局法務部長

本日本語仮訳は、鉄連が業者に依頼し翻訳したものですので、ビジネス等でご利用される場合は必ず原典をご確認下さい。責任は負いかねます。

添付 I I

鉄鋼、合金鋼及びその派生品の輸入規制に関する商業大臣規定 2018 年第 110 号の改定に関するインドネシア共和国商業大臣規定 2020 年第 03 号

鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品が生産の需要に一致している事の表明書書式

会社のレターヘッド

表明書

第 号

以下に署名する者：

氏名：

会社名：

役職：

本状を以て次の世に表明する：

1. 弊社が申請書に基づいて提出する鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品は、弊社の生産の原料並びに/或いは補助材に一致している。
2. A P I - P 保持企業として有効である会社登録番号 N I B の所持者である会社として、弊社が輸入する鉄鋼、合金鋼及びそれらの派生品を譲渡並びに/或いは売買する事は禁じられている事を理解している。
3. 故意に或いは故意ではなく、又怠慢により 1 に意味する申請に適用される法律規則の規定に一致しない作為、行為或いは違反が原因で発生するあらゆる法的な結果に対して弊社は責任を負う。

以上、本表明書を正しく作成し、上に記載される情報が正しくない場合には、それは弊社の全面的な責任となり、虚偽の説明を行った理由で弊社は請求を受ける用意があり、A P I の取り消しを含み現行の法律規則に従って懲罰を受ける用意がある。

場所、日付、年

表明する者(会社名)

(印紙)

(氏名と役職)

インドネシア共和国商業大臣

署名

アグス・スパルマント

副本は原本と相違ない事と証明する。

ジェットロ「ビジネス短信」添付資料

商業省  
官房総局  
法務部  
印 署名  
スリ・ハリヤティ

本日本語仮訳は、鉄連が業者に依頼し翻訳したものですので、ビジネス等でご利用される場合は必ず原典をご確認下さい。責任は負いかねます。